平成２３年（フ）第２５３１号
横浜市栄区公田町740番地　４棟407号
破産者　武藏　功忠
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５９１号
横浜市旭区今宿町2572番地３
破産者　岸　　高雄
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２６号
横浜市保土ケ谷区東川島町69番地８　上星川三和プラザⅡ503号
破産者　加藤　正明
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１号
滋賀県米原市番場503番地
破産者　近藤奈津代
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
兵庫県明石市大久保町大窪958番地の２
破産者　安井工務店こと　安井　　登
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
山口県防府市大字向島401番地の１
破産者　宮崎克代子
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
山口県周南市孝田町３番20号、前住所山口県周南市大字久米2829番地の14
破産者　佐伯　八弘
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１９０号
高知県土佐市高岡町甲1784番地24
破産者　土居　稔弘（旧姓田所）
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１号
熊本県人吉市合ノ原町266番地１
破産者　山並正二郎
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１３号
大分県杵築市大字相原306番地２、開始決定時の住所大分県杵築市山香町大字内河野2720番地１
破産者　岩尾眞次郎
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅207棟７号
破産者　上園　順子
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２２３号
群馬県前橋市上佐鳥町254番地の１
破産者　上毛ラベル有限会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２６７号
東京都東村山市本町２丁目３－２－316、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚１丁目37－６
破産者　澁谷　直一
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７９８号
東京都渋谷区円山町23番２号
破産者　アルファシーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１２４号
東京都葛飾区新宿２丁目27－３
破産者　白石　正美
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２０号
茨城県つくば市篠崎951番地１
破産者　株式会社五月女商事
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７４４号
埼玉県川越市小仙波町５丁目15－４
破産者　小岩　尚徳
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０２２号
千葉県松戸市松戸新田54番地
破産者　株式会社松貫
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１５２号
東京都千代田区神田神保町２丁目２番
破産者　株式会社オーパスワンコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１８５号
千葉県柏市若柴366－23、開始決定時の住所東京都足立区西綾瀬１丁目６－６－201
破産者　小澤　一穂
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部